

やけののそよ風



子どもの成長に温かいまなざしを

「児童虐待」や「体罰」が社会問題になっています。家庭や学校での虐待や体罰が、なかなか完全になくならないのが現状です。厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、広報・啓発活動など様々な取組を行っています。厚生労働省は、「児童虐待」について、次の4つに分類して定義付けています。(※なお、児童福祉法第25条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス: DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

多くの場合、児童虐待は子どもの言動に対して行われます。子どもが反抗したり、期待していた結果を示さなかつたりしたとき、ついカッとなって衝動的に手を出したり暴言を吐いたりします。「暴力はいけないこと」と認識しているにも関わらず、つい手が出てしまうのです。虐待は、怒りや嘆きの感情が自分でコントロールできなくなったときに起きやすいです。「こうあるべきだ」という思い込みや「こうしたい」「こうしてほしい」「こうなってほしい」という期待と、子どもの実際の姿がずれているときにストレスとなり、怒りとなったときに子どもへの暴力や暴言などの形で噴出します。

親から虐待を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」「約束を守れない」「1つのことに集中できない」「我慢ができない」「感情をうまく表せない」「集団で行動できない」などのリスクが高まるとの調査結果が見られます。

子どもを育むためには様々な方法がありますが、暴力や暴言などによって育てるという方法はありません。暴力や暴言は「愛のムチ」ではありません。虐待や体罰には憎悪の念があり、愛情とは無関係です。子育てはストレスがたまることもあります、子育て以外でもストレスはたまるものです。子どもと関わる中でいろいろな工夫をしても、うまくいかないこともあります。

日本アンガーマネジメント協会の安藤俊介氏は、人間の「怒りの衝動は6秒間で収まる」と言っています。確かに多くの場合、少し時間が経つと、瞬間に生まれた怒りはそのうち収まっていきます。6秒間は神経作用を落ちつかせる時間だそうです。家庭でも、子どもに「怒り」を感じたときには、まずは深呼吸をして、6秒間待つことに取り組んでみてはいかがでしょうか。心が冷静になると、そのうち「自分はなぜイライラしているのか」「自分は何をどうしようとしているのか」を冷静に考えられるようになることでしょう。

また、周囲の力を借りると解決することもあります。区役所の子育て支援室などの支援を検討するのも1つです。勇気をもってSOSを出すことで、つかれやイライラが軽減するかも知れません。

子どもが健やかに成長するためには、大人一人一人が子どもの成長に温かいまなざしを向けるとともに、社会全体で子どもが育ちやすい環境や子育て家庭を応援できる体制が実現できれば、と思います。(参考文献:厚生労働省ホームページ、「保護者と語りたい子育て話題50」北俊夫著)



【全校オリエンテーリング】11月18日（金）

学校を出発し、鶴見緑地の各ポイントを回って、ゴールの大芝生までたてわり班で協力して歩きました。お風はたてわり班ごとにお弁当を食べ、広場で遊びました。最後に運営委員の子どもたちがクイズ大会や表彰式を行いました。お天気に恵まれ、高学年のリーダーを中心に協力し、仲良く楽しくすごすことができました。



※「校長室だより」カラー版は、本校ホームページ「配布文書」にアップしています。